

Title	〔商法二一七〕表見代表取締役が名義使用を許諾した場合と会社の名板貸による責任(大阪高裁昭和五〇年一月一八日判決)
Sub Title	
Author	高鳥, 正夫(Takatori, Masao) 商法研究会(Shoho kenkyukai)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1982
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.55, No.2 (1982. 2) ,p.124- 128
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	判例研究
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19820215-0124

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

判例研究

〔商法 二二七〕

表見代表取締役が名義使用を許諾した場合と
会社の名板貸による責任

〔判示事項〕

会社の常務取締役が他人に対し同会社開発事業部の名称を用いて営業することを無権限で許諾し、その他人が同会社開発事業部部长名義で手形行為をした場合の会社の責任

〔参照条文〕

商法二三条・二六二条

〔事実〕

X（原告・控訴人）は金額一、〇〇〇万円、支払期日昭和四八年二月一日、振出日同年一〇月一日、振出人A、受取人兼第一裏書人Y会社開発事業部部长B、第二裏書人C、第三裏書人D（裏書はいずれも白地式）の記載のある本件約束手形の所持人であるが、支払呈示期間内に支払呈示をしたがAが支払を拒絶したので、Y会社

（大阪高裁昭和五〇年二月一八日判決）
昭和五〇年（ネ）三四〇号
約束手形金請求控訴事件
判例時報八二七号一〇六頁

（被告・被控訴人）に対して遡求権を行使し本訴を提起した。この事件は、Bの土地売買に協力を約束したY会社において、代表権のない常務取締役EがBに対してY会社開発事業部という名称の使用を認め、また「Y会社開発事業部顧問B」という名刺を作成してBに交付した。そこで、BはAから借受けた本件手形の割引代金を土地代金の支払にあてる意図で仲介者に交付したところ、同人は無断で第一裏書人欄にY会社開発事業部部长Bと記名捺印し、後日、Bもこれを承認したものである。その後、契約不履行があつたため契約は解除されたので、Bは手形の返還を求めたがその返還を受けることができなかったという事情がある。

第一審ではXは敗訴したので控訴して争つたのが本件であるが、Xの控訴理由は次の四点から成り立つている。すなわち第一に、B

はY会社の代理人として第一裏書をなしたものであるから、Y会社に支払の責任がある。第二に、Y会社はBに対してY会社開発部の名称を使用して営業をなすことを許諾したものであるから、商法二三条により名板貸人としての責任がある。第三に、Y会社の常務取締役Eが右の名称の使用を許諾したものであるから、Y会社は商法二六二条及び二三条により責任を負う。第四に、BはY会社の表見代理人に該当するから、表見代理の法理によつてY会社は責任を負うというものであつた。

〔判旨〕

控訴棄却(確定)。Xの控訴理由のうちの第一点については、Y会社はBに代理権を与えたことを認めうる事実はないとし、第二点については、Bに名称使用を許諾したEは代表権のない取締役に過ぎず、かつ、Y会社の代表取締役社長は名義使用を許諾していないとし、第四点については、表見代理の成立すべき事実はないとした。そして第三点については、次のように判示してY会社の責任を否定した。すなわち「Y会社の代表権のない常務取締役Eが、Bに対し、Y会社開発事業部の名称を用いて営業をすることを無権限で許諾し、BがY会社開発事業部部长B名義で手形行為をした場合、「右手形の取得者が、行為者Eに付与されたY会社常務取締役の名称を信頼して、右手形を取得した。」という特別の事情が認められないとき、Y会社は、右手形の取得者に対し、商法第二六二条、第二三条により、右手形金支払の責任を負わない、と解するのが相当である。ただし、右設例の場合、右特別の事情が認められないとき、

商法第二六二条適用の要件を欠くことになるからである。本件において右の特別の事情は認められない。第一裏書後の本件手形の取得者が本件手形取得当時Eの存在を知つていた事実を認めうる証拠さえもない。」

〔評釈〕

判旨の結論には賛成であるが、その理由には明確でない点がある。本件のような事例においてY会社に責任を認めようとするれば、代理裏書をなしたBにY会社から代理権が付与されているか、または、無権代理ではあるがそこに表見代理が成立する場合、あるいは、CがBの肩書からその取引をなしたのはY会社であると誤解し、しかも、Y会社はBにその名称を使用して営業をなすことを許諾している場合の二つの場合が問題となる。けれども判旨が明らかにしたように、まず代理関係についてみると、BはY会社の使用人でもなく、Y会社から代理権が付与されたことはないし、また、表見代理の関係が認められる場合でもないようである。更に名板貸の関係について見ても、Bに対してY会社の名称使用を認めたのは代表権のない常務取締役Eであり、反対に、代表取締役社長は明示または黙示においても使用許諾をしていないことが認定されているので、Y会社はその名称使用について許諾したとはいえない場合のようである。その意味では、Y会社に手形金支払の責任を認めることは必ずしも容易ではない。

そこで本件判旨が選んだ解決法は、表見代表取締役に関する商法二六二条と名板貸に関する商法二三条を組合せて適用するという方

法であるが、この方法についても更に三つの場合を分けて考える必要がある。第一の場合は、EがY会社の代表権のない常務取締役であることについてB自身が善意の場合であるが、その場合にはBとの関係ではEは表見代表取締役となる。その上、CがBのなした手形取引をY会社のそれと誤認したとすれば、そこに名板貸の関係が成立してY会社に責任を生ずると構成する方法である。第二の場合は、EとBとの間では、Eが代表権のない常務取締役であることについてBが悪意であったとしても、CがBすなわちY会社と手形取引をしようとしたきつかけが、Bに名称使用を許諾したEが代表取締役であると信じたことに基く場合には、商法二六二条と商法二三条を結びつけてY会社に責任を認めるという方法である。第三の場合は、Eが代表権のない常務取締役であることについてB、C共に悪意であり、従つて、Y会社から名称使用の許諾がなかつたことを知つている場合でも、DまたはXについては保護される第三者になると解するか、あるいは、この点に関する手形取得者の悪意は人的抗弁にとどまると解して、Y会社に責任を生ずることがあるとする方法である。

判旨は商法二六二条と商法二三条によりY会社に責任を認めるためには、CがEに付せられた常務取締役の名称を信頼して手形を取得したというような特別の事情のあることが必要であるが、本件ではこのような特別の事情はないから、商法二六二条の要件を欠いてY会社に支払の責任は認められないと判示している。判旨のこの内容は前述した第二の場合を裏側から述べたものかと思われるが、そ

の場合に、判旨は第一の方法、すなわち、BはEが代表権のない取締役であることを知らず、また、CはBの営業をY会社の営業と誤認したという場合に、Y会社に責任の生ずることを認めるかどうかについては明らかにしていない。これに対して、本件判旨に関する判例評釈のうちには、第一の場合と第二の場合にY会社の責任を認めるもの(天山評釈金融商事判例四九七号二頁)、更に進んで、第三の場合にもY会社の責任を認めようとするもの(服部評釈ジュリスト六七三号二四頁)も見受けられる。

そこで、第一の場合における問題点から考察してみるとしよう。会社の行う名板貸の場合には、その会社の支店、出張所名義を使用して営業をなすことを許諾することが多いが(大阪高判昭和三一・一二・二六下級民集七巻二二〇三八六二頁、福岡高判昭和四二・一一・一一判例時報五二二二七九頁、最判昭和三三・一二・二二民集一二巻二二〇二八二頁)、Y会社開発事業部という名称を使用することを許諾するときにも、名板貸の関係が認められることはいうまでもない(東京地判昭和二七・三・一〇下級民集三巻三三三五頁、最判昭和三五・一〇・二二民集一四巻一二号二六六一頁)。その場合に、Y会社開発事業部長Bという名義でなされた営業からCが取引先を誤認したとすれば、その後始末として名板貸の責任をY会社に追及するためには、Y会社がBにその名称使用を許諾していることが必要である。会社の場合に名称使用の許諾は誰れがなせば許諾したことになるかという点も問題となるが、正式には取締役会の決議を経て代表取締役が許諾することとなる。そこで代表取締役以外の取締役が許諾を与えた場合に

は、無権代理の法則に準じて解決することとなる。

本件においては、代表権のない常務取締役EからBに名称使用が許諾されたという事情が認定されている。その意味では、Y会社はBに対して表見代表取締役の行為に基く責任を負うことはあるが、そのことからCに対しても商法二六二条と商法二三条で責任を負うことになるかが問題となる。この点は、表見代理において、保護される第三者の範囲を拡大するという手形法学における学説の傾向にそつて考えれば、表見代表取締役の行為に基く相手方保護をBのみでなくCにまで及ぼさうという考え方のあることも予想される。けれども第一の場合は、Cが誤解したのはBの行為がY会社の組織の一部の行為であるという点であり、E自身による名称使用の許諾または代理権付与の関係ではないから、表見代理によつて保護される場合には当らないといふべきであらう。また、名板貸に関する商法二三条は取引の相手方を誤解した者ができるだけ救済しようとする趣旨であるとの立場から、表見代表取締役のなした許諾も一般的に二三条の許諾に当ると解すべきであるとの考え方もあるが（服部前掲二五頁）、その解釈にはなお判例の積み重ねを必要としよう。

次に第三の場合、すなわち、B、CはEが代表権のない常務取締役であることを知っている場合でも、その後の取得者であるDまたはXは保護される第三者に当ると解するか、あるいは、その点の瑕疵は手形取得者の善意によつて治癒される人的抗弁事由にとどまるとして、Y会社に責任を認めようとする考え方について検討してみよう。このうちの前者の考え方については、既に述べてきたよう

に、表見代理において保護される第三者の範囲は直接の相手方に限らないとしても、その後の手形取得者である第三者が保護されるためには、誤認の対象は代理権の付与の点に限られると解すべきであるから、その考え方をとることはできない（高鳥・手形法小切手法七九頁）。また後者の考え方は、代理権欠缺の瑕疵も手形取得者の善意によつて治癒されると解することによつて、第三者が保護される範囲を拡大していこうとするものである。手形行為における代理権欠缺という瑕疵と、その後の流通保護の関係をどのように理解するかは議論の多いところであるが、代理権の欠缺は表見代理の法則によつて解決すると共に、更に手形が流通した場合には、取得者は善意取得の保護を受けうると解するのが妥当であらう。その意味では、この第三の場合は商法二六二条と二三条の組合せによつては保護されないが、善意取得の法理を適用して取得者が保護される場合もありうると解することとなる。

そこで、判旨が控訴人の主張としてとりあげている第二の立場について検討してみるが、第二の場合の特徴的な点としては、Cが手形の入手に際して、常務取締役の肩書を信頼して右の手形を取得したという点であらう。その意味では商法二六二条の解釈に当つて、保護される第三者にはBのみでなくCも含まれるとして解決することも、一つの考え方としては成り立つであらう。ただ、本件判旨は第二の立場を否定する理由として、商法二六二条を適用するための要件が欠けると説明する点からいふと、そもそもCはEを信用してBから手形を取得したのではなかつたといつていようであ

る。その点からすると、判旨は一方においては、商法二六二条の適用上の第三者の範囲を拡げる問題には立入らないと同時に、他方では、Bの使用した名称とY会社の表見代表取締役による使用許諾とが結びつけば、Cについて商法二六二条と二三条とを組み合せて、Y会社の責任を認めうることを明らかにしたものといえそうである。

その意味では、前述した第一の場合は二つの条文をつぎ足して適用するのに対して、第二の場合というのは、二つの条文を重ねて適用する場合と表現することもできよう。確かにこうした関係も観念的には予想できるが、それに基づいてY会社の責任を認めるためには、Cを代表権のない常務取締役Eの直接の相手方として理解することは無理かどうか、また、表見代表取締役のなした行為について保護される第三者の範囲はどこまで拡大できるかなどの点も、ここで検討すべきであつたであろう。判旨はその後の手形取得者であるD、

Xについては、Y会社の常務取締役Eの存在すら知らないと認定しながら、Cについてはその点について特別の事情はないといつているに止まるため、その内容は必ずしも明らかでない。また、CがEの常務取締役という名称を信頼して手形を取得したという場合の善意、悪意の立証責任はどうなるのか、判旨の表現から見ると疑問の生ずる余地もある(大山前掲五頁、服部前掲二六頁)。

その意味においても、判旨の結論には賛成であるが、かなりこみいった事柄を簡単に表現したためか、その理由づけには明確を欠く点もあり、もう少し説明を加えればより説得的な判決となつたのではないかと思われる。

付記 本判決については大山俊彦教授(金融商事判例四九七号二頁)、服部栄三教授(ジュリスト六七三号一二四頁)などの判例研究がある。

高島正夫

〔最高裁民訴事例研究 一九四〕

昭和五六二(最高民集三五卷二号二五四頁)

債権者の代理人が本人としてした作成囑託に基づき作成された公

正証書の効力

請求異議事件(昭和五六・三・二四第三小法廷判決)

X会社とY会社の間には、公証人Aの作成にかかる、債務者たるX会社の執行認諾の意思表示を含む、公正証書が存在した。右公正証書の作成にあたりY会社の代表者Bは同会社の専務取締役Cに証書の作成囑託の権限を授与した。ところがCは公証人AおよびX会社の代理人に対しては、自己が代理人であることを秘し、Bであると称して公正証書の囑託